太平洋クロマグロのＴＡＣ管理における遊漁者等への対応について

資料３－２

■国の考え方

◎　クロマグロについては、国際的な資源管理措置を履行するため、自主的資源管理の段階を経て、現在は、漁獲量の総量による厳格な管理が行われている魚種。

◎　クロマグロを獲ることを目的とする漁業は、広域漁業調整委員会の承認制も含め、何らかの形で許可漁業等になっており、自由漁業は存在していない。

◎　このような中で遊漁だけが空白になっている状態であり、遊漁者によるクロマグロの採捕について、漁業者が取り組んでいる資源管理の枠組みに組み込んでいくことが重要な課題。

◎　遊漁者は、不特定多数で全国各地にいることから、直接の罰則を伴うような規制の導入には十分な周知期間が必要であり、試行的な取り組みを段階的に進めていくことが妥当。

↓

試行的取り組みの最初の段階として、広域漁業調整委員会指示を実施

■広域漁業調整委員会指示の内容・経緯

◎　令和３年３月に広域漁業調整委員会が開催されクロマグロに係る委員会指示が発動

≪令和３年３月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容≫

１　**小型（30kg未満）クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。**

２　**大型（30kg未満）クロマグロを採捕した場合には、陸揚げした日から10日以内に、採捕尾数等を水産庁に報告しなければならない。**

◎　令和３年７月に広域漁業調整員会が開催され次のような委員会指示が発動。

≪令和３年７月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容≫

１　遊漁者によるクロマグロの採捕が、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型クロマグロの採捕を禁止する旨、公示する。

２　公示により、大型クロマグロの採捕が禁止された期間中は、大型クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

◎　令和３年8月20日付けで上記公示がなされ、**令和３年８月21日から令和４年５月31日までの期間、遊漁者による大型クロマグロの採捕が禁止、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない**こととなった。

■遊漁者への周知活動（北海道）

1　広告媒体等を利用した周知

①　北海道（漁業管理課）のＨＰに掲載

②　遊漁船業者への文書による周知

③　釣具店、マリーナへのポスターの掲示依頼、チラシの配布

2　現地啓発の実施

①　漁業管理課及び現地振興局で水産庁と合同による浜でのチラシ配布等を実施

②　洋上において遊漁者に対する周知啓発を実施

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

【 遊漁者・遊漁船業者の皆様へ 】

○　日頃より、クロマグロの資源管理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

○　広域漁業調整委員会指示により、次の期間はクロマグロの採捕が禁止され、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならないこととなっております。

- 小型クロマグロ：令和３年６月１日から令和４年５月３１日まで
- 大型クロマグロ：令和３年８月２１日から令和４年５月３１日まで

【 これまでの経過 】

○　令和３年３月に開催されました「広域漁業調整委員会」におきまして、漁業法第121条第１項に基づき、令和３年６月１日から令和４年５月３１日までの期間、クロマグロを採捕する遊漁者に対しまして、次のような指示が発動されました。

《 令和３年３月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容 》

1　小型（３０kg未満）クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

2　大型（３０kg以上）クロマグロを採捕した場合には、陸揚げした日から１０日以内に、採捕尾数等を水産庁に報告しなければならない。

○　さらに、令和３年７月に開催されました「広域漁業調整委員会」におきまして、漁業法第121条第１項に基づき、クロマグロを採捕する遊漁者に対しまして、次のような指示が発動されました。

《 令和３年７月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容 》

1　遊漁者によるクロマグロの採捕が、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型クロマグロの採捕を禁止する旨、公示する。

2　公示により、大型クロマグロの採捕が禁止された期間中は、大型クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

○　令和３年８月２０日付けで上記公示がなされ、令和３年８月２１日から令和４年５月３１日までの期間、遊漁者による大型クロマグロの採捕が禁止となり、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならないこととなりました。

○　指示内容に違反し、農林水産大臣からの命令にも従わなかった場合には、１年以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処される場合がありますので、ご留意願います。

※　上記公示の情報など、広域漁業調整委員会指示に関することにつきましては、水産庁のホームページをご覧下さい。
アドレス「遊漁の部屋（http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html）」
また、不明な点がございましたら水産庁にお問い合わせください。

（水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係
ＴＥＬ：(011) 204−5485）

【北海道ＨＰによる周知】